

防人計第912号
27.1.28
防官文第18号
27.10.1
防人計(事)第89号
29.3.27
防人秘(事)第18号
31.1.31
防人計(事)第46号
令和3年3月25日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官
(公印省略)

防衛省女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部設置要綱について
(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

防衛省女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部設置要綱

(設置)

第1 隊員の採用昇任等基本方針について（防人計第909号。27. 1. 27）第5項第4号の規定及び国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）IV（1）①の規定に基づく取組計画並びに次世代育成対策推進法（平成15年法律第120号）第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条に基づく特定事業主行動計画を策定するための必要な検討を行うとともに、これらの計画に基づく施策を総合的に推進するため、防衛省に、防衛省女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(防衛大臣への報告)

第2 本部における検討結果は、防衛大臣に報告するものとする。

(構成)

第3 本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長 防衛副大臣
- (2) 副本部長 防衛大臣政務官
- (3) 本部長 事務次官
大臣官房長
人事教育局長
統合幕僚長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長
防衛装備庁長官

2 本部長は、本部における検討のため必要があると認めるときは、前項第2号及び第3号に掲げる者以外の者を本部長が主催する会議（第4において「本部会議」という。）に参加させ、意見を述べさせることができる。

(運営)

第4 本部長は、本部会議を招集し、本部の部務を総理する。

2 副本部長は、本部長を助け、本部長が不在の場合、その職務を代行する。

(事務局)

第5 本部を支援し、本部における検討に必要な事務を行うため、本部の下に、防衛

省女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の構成は、次のとおりとする。

(1) 事務局長 人事教育局長

(2) 事務局長代理 人事教育局の所掌に属する事項を総括整理する大臣官房審議官

(3) 事務局員 大臣官房秘書課長

人事教育局人事計画・補任課長

統合幕僚監部総務部長

陸上幕僚監部人事教育部長

海上幕僚監部人事教育部長

航空幕僚監部人事教育部長

防衛装備庁長官官房人事官

事務局長が指名する者

3 事務局長は、事務局の会議を招集するほか、必要があると認めるときは、事務局の下に、必要な検討作業を行うための検討グループを置くことができる。

4 前項の検討グループのグループ員は、関係部局の協力を得て、当該関係部局の職員から事務局長が指名する。

5 事務局長代理は、事務局長を助け、事務局長が不在の場合、その職務を代行する。

（内部部局等の職員の働き方改革推進委員会）

第6 内部部局等の職員の働き方の特質を踏まえた取組を検討し、実施するため、本部の下に、内部部局等の職員の働き方改革推進委員会（第3項において「委員会」という。）を置く。

2 前項に規定する「内部部局等の職員」とは、防衛省の職員のうち、事務次官、防衛審議官、防衛省本省の内部部局の職員、統合幕僚監部の職員（総括官、首席参事官、参事官並びに首席参事官及び参事官の下で勤務する職員に限る。）及び防衛装備庁の職員（防衛装備庁長官、防衛技監及び内部部局の職員に限る。）をいう。

3 委員会の構成その他の必要な事項については、別に定める。

（関係部局の協力）

第7 本部長及び事務局長は、本部又は事務局における検討のため必要があると認めるときは、関係部局に対し、職員の会議への出席、資料の提出、作業の実施等の協力を求めることができる。

2 関係部局は、前項の要求があった場合、これに応じ、協力するものとする。

（省内の関連会議等との連携）

第8 本部は、省内に設置されている他の会議等において女性職員活躍及びワークライフバランス推進に関連する検討を行っている場合には、当該会議等と連携し、女性職員活躍及びワークライフバランス推進に関する施策について効率的に検討を進めるものとする。

(庶務)

第9 本部及び事務局に関する庶務は、大臣官房秘書課及び防衛装備庁長官官房人事官の協力を得て、人事教育局人事計画・補任課において処理する。

(委任規定)

第10 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が、事務局の運営に関し必要な事項は事務局長がそれぞれ定める。